所得税の確定申告が必要な方

住民税申告が必要な方

所得税の確定申告相談 住民税の申告

始まります

問総務財政部税務課(庁舎1階) ☎43-0396

■申告期間

2月16日休~3月15日休 9時~12時、13時~15時 ※土曜日、日曜日、祝日を除く 〈休日受付〉2月26日(日) 9時~12時

■申告場所

加東市役所2階 201会議室

■対象

令和5年1月1日時点で、加東市に住民登録がある方

■対象所得

令和4年1月1日~12月31日の所得

■市で受付できる申告相談

- □給与所得者および年金受給者にかかる申告
- □白色申告者(おおむね事業等所得300万円以下の方)
- □住民税申告が必要な方

■市で受付できない申告相談

- □高額な事業所得 □譲渡所得
- □先物取引にかかる雑所得等 □青色申告
- □増改築等にかかる住宅借入金等特別控除
- □共有名義の住宅借入金等特別控除
- □雑損控除にかかるもの
- □損失の繰越にかかるもの □過年の申告
- □消費稅 □相続稅 □贈与稅等

☆所得税の確定申告をした場合は、同時に住民税申告を行ったことになります。

- ■自営業、農業等の事業による収入がある方(建築労務、日雇い労務に従事された方も含む)
- ■生命保険、損害保険の満期返戻金などの一時所得がある方
- ■公的年金等受給者で、下記のA、Bのいずれかに該当する方 A年金収入金額が400万円を超える方 B年金以外の所得金額が20万円を超える方
- ■土地、建物等の貸付けまたは譲渡による収入がある方
- ■給与所得者で、下記のあ~えのいずれかに該当する方

固給与収入金額が2,000万円を超える方 い2か所以上から給与の支払いを受けている方

- う給与以外の所得金額が20万円を超える方
- ②令和4年1月1日から12月31日までに退職し、年末調整を受けなかった方





■非上場株式にかかる配当所得がある方

- ■シルバー人材センター・外交員等の報酬がある方
- ■加東市の国民健康保険や後期高齢者医療制度の被保険者で、収入がない方
- ■給与収入金額が93万円を超え、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方
- ■公的年金等収入金額が、次の金額を超え、源泉徴収票に記載された所得控除の内容に変更がある方 □昭和33年1月2日以後に出生した方 ⇒ 98万円 □昭和33年1月1日以前に出生した方 ⇒ 148万円
- ※上場株式等の配当所得や譲渡所得(源泉徴収がある特定口座に限る。)は、所得税と住民税で異なる課税方式 を選ぶことができます。この場合、次のいずれかの手続きが必要です。
 - □確定申告書の「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に"○"を記入する
 - □住民税の納税通知書が届くまでに、確定申告書に加えて、住民税申告書を提出する

■申告に必要なもの

- ⑦申告者の個人番号が確認できる書類 例マイナンバーカード、個人番号通知書
- ①申告者の本人確認書類
 - 例マイナンバーカード、運転免許証、パスポート
- ※代理人が申告する場合は、申告者本人の⑦、②の 両方の写しが必要です。
- 団給与、公的年金等に係る源泉徴収票、報酬等支払調書
- 国事業所得(営業・農業所得★)または不動産所得の場合は、あらかじめ作成された年間の収支内訳書
- 团国民年金、生命保険、地震保険等の保険料の控除 証明書

- 王寄附金控除を受ける場合は、寄附金の受領証、寄附 金控除に関する証明書
- ②還付申告の場合は、振込先が確認できる申告者名義 の通帳等
- ◎申告する場合、ふるさと納税ワンストップ特例は適用されませんので、受領証をご持参ください。
- ◎申告内容によって、上記以外に必要なものがありますので、事前に確認してください。
- ★様式を市ホームページに掲載しています。 ご利用ください。

